

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

資料	依頼 1
議題種別	依頼事項
説明者	区総務課
提出物	あり（全ての拠点）

議題名	地域防災拠点開設・運営訓練の実施 及び 訓練に係る計画書等の提出について
-----	-----------------------------------------

趣旨	地域防災拠点開設・運営訓練の実施をお願いいたします。 また、実施前の計画書と実施後の報告書の提出をお願いいたします。
----	---------------------------------------------------------------

概要	<p>地域防災拠点開設運営訓練の実施については、下記事項にご留意いただきますようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域防災力の向上 発災時には多くの人の助け合いが不可欠となりますので、幅広く住民の皆様へ訓練参加の呼びかけをし、地域防災力の向上に繋げていただきますようお願いいたします。 資機材等の使用方法等の確認 ハマッコトイレ、かまどセットなどの資機材の使用を訓練内容に組み込み、使用方法、使用後の保管方法などの確認をお願いします。 訓練内容の検討事項 <ul style="list-style-type: none"> 要援護者支援の想定 ・ 男女の違いの視点 ペット同行避難への対応（詳細は情報提供11） 指導員や本市職員（ハマッコトイレ、給水訓練など）の派遣（詳細は情報提供 5・9） 拠点動員者（市職員）を対象とした無線訓練の実施 計画書等の提出 <ol style="list-style-type: none"> 避難所開設・運営訓練実施計画書（様式 1） 避難所開設・運営訓練実施結果報告書（様式 2）
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

提出物	提出様式	様式 1 : 避難所開設・運営訓練実施計画書 様式 2 : 避難所開設・運営訓練実施結果報告書
	提出先	区総務課
	提出期限	様式 1 : 7月31日 / 様式 2 : 訓練実施後 1 か月

問合せ先	区総務課	TEL	334-6203
------	------	-----	----------

-

令和 8 年 5 月 28 日

地域防災拠点管理運営委員会委員長 各位

保土ヶ谷区地域防災拠点管理運営委員会
連絡協議会会長**地域防災拠点開設・運営訓練の実施及び
訓練に係る計画書等の提出について**

各地域防災拠点において、下記の点にご留意いただき開設・運営を中心とした訓練の実施をお願いいたします。

また、当該訓練に係る計画書及び報告書の提出をお願いいたします。

1 地域防災力の向上

地域防災拠点は震災時に避難生活の場所になるとともに、情報受伝達、救助救護活動、生活用品・食料等の集配など様々な役割を担う重要な場所です。

発災時には地域や避難者の皆さまが中心となり地域防災拠点を運営していただきます。地域防災力の向上のため、地域の多くの方々に訓練に参加いただけるよう、幅広いお声掛けをお願いいたします。

2 資機材等の使用方法等の確認

ハマッコトイレ、かまどセット、発電機や投光器などの資機材について、それらの使用を訓練内容に積極的に組み込んでいただき、使用方法、使用後の保管方法などの確認をお願いします。

また、本年度も食料備蓄品等の更新がありますので、それぞれの保管場所の確認や、すでに期限切れの物が残置されていないかの確認もお願いします。

3 訓練内容の検討事項**(1) 要援護者支援の想定**

専用スペースの確保など支援が必要となる方々のニーズに応じた拠点運営の検討を行ってください。(出前講座は情報提供 7 参照)

(2) 男女の違いの視点

男女のニーズの違いへの配慮や、犯罪被害を防ぐための防犯強化などの検討を行ってください。(出前講座等は情報提供 8 参照)

(3) ペット同行避難への対応

一時飼育場所の検討とともに、発災時の動き(受け入れや飼育対応等)などの検討を行ってください。(情報提供 11 参照)

- (4) 資機材取扱指導員や本市職員（ハマッコトイレ、応急給水など）の派遣
各種資機材の取扱い訓練について、指導員や本市職員の派遣を受けることができます。（情報提供 5・9 参照）

4 拠点動員者（市職員）を対象とした訓練の実施

拠点動員職員を対象としたデジタル移動無線等を使用した通信訓練及び、学校の端末を使用したシステム訓練を実施いたします。実施に関する調整は区拠点担当者（拠点参与）が行います。

5 計画書等の提出

(1) 提出書類及び提出期限

ア 避難所開設・運営訓練計画書（様式 1）

令和 8 年 7 月 31 日（金）

イ 避難所開設・運営訓練実施報告書（様式 2）

訓練実施後 1 か月以内

(2) 提出先

区拠点担当者（拠点参与）

【事務局】

保土ヶ谷区役所総務課 小川、小池

電話 334-6203

メール ho-saigai@city.yokohama.lg.jp

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

資料	依頼 2
議題種別	依頼事項
説明者	区総務課
提出物	あり（全ての拠点）

議題名	保土ヶ谷区地域防災活動奨励助成金について
-----	----------------------

趣旨	保土ヶ谷区地域防災拠点管理運営委員会連絡協議会から標記助成金を交付します。 については、請求書兼口座振込依頼書のご提出をお願いいたします。
----	--------------------------------------------------------------------------

概要	<p>1 助成金額 110,000円</p> <p>2 支払時期 8月中旬頃（予定）</p> <p>※支出内容に係る留意事項（対象とならない支出例など）は資料をご確認ください。</p>
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------

提出物	提出様式	様式3-1：助成金請求書兼口座振込依頼書 様式3-2：委任状（※口座名義人が委員長と異なる場合のみ必須）
	提出先	区総務課
	提出期限	7月31日

問合せ先	区総務課	TEL	334-6203
------	------	-----	----------

依頼事項 2

令和 8 年 5 月 28 日

地域防災拠点管理運営委員会委員長 各位

保土ヶ谷区地域防災拠点管理運営委員会
連絡協議会事務局

保土ヶ谷区地域防災活動奨励助成金について

保土ヶ谷区地域防災拠点管理運営委員会連絡協議会から標記助成金を交付しますので、「請求書兼口座振込払依頼書（様式 3-1）」のご提出をお願いいたします。振込口座の名義人が拠点委員長と異なる場合は「委任状（様式 3-2）」のご提出が必要です。

1 助成金額

110,000 円

2 請求書提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）まで

3 提出方法

郵送又は持参

4 提出先

〒240-0001

保土ヶ谷区川辺町 2-9 保土ヶ谷区総務課

5 支払時期

8 月中旬頃（予定）

6 留意事項

助成金の執行・報告時には、次の点に御留意くださいますようお願いいたします。

(1) 支出内容について

助成金は用途が「地域防災拠点の管理運営」に関することに限定されています。

対象となる支出例

- ・ 定例会等の開催時の資料作成にかかる費用や会議室借用費
- ・ 拠点運営に係る事務用品等の購入費用
- ・ 拠点として必要と判断した資機材・備蓄品の購入費用
- ・ 炊き出し訓練時の材料費や活動時の飲料代（お弁当などは除く）
- ・ 研修会等参加に伴う交通費
- ・ ほ도가やキャラバン（キッチンカー商店会）に係る委託費用

対象とならない支出例

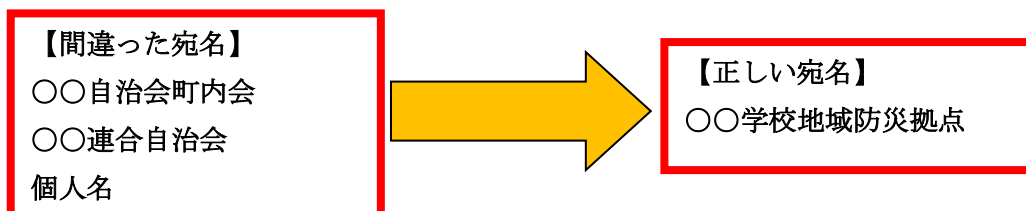
- ・ 訓練等の活動時の**食事代・弁当代** ※水分補給のための飲料代のみ可とします。
- ・ 次年度への繰越金（**繰越や積み立ては一切できません**）
- ・ 自治会町内会への分担金
- ・ **市が派遣する防災講習会講師への謝金**
※区から謝金を支払うため不要です。

(2) 領収書について ※領収書の提出がない支出については返還となります。

地域防災活動奨励助成金は、**決算報告時に全ての領収書の提出が必要**になります。

そのため、**支出した際の領収書は必ず保管**してください。

領収書の宛名は必ず「**〇〇〇学校地域防災拠点**」としてください。

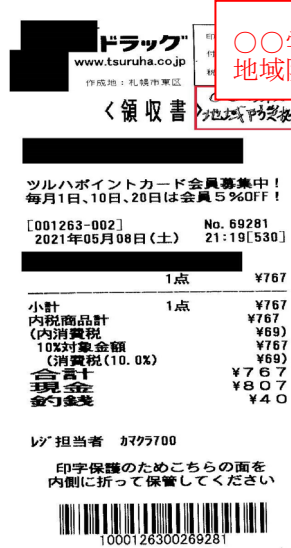
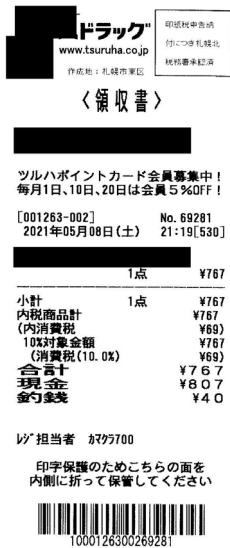


次ページあり

領収書提出時のポイント

① レシートが領収書となっている場合(コンビニやドラッグストア等での購入)

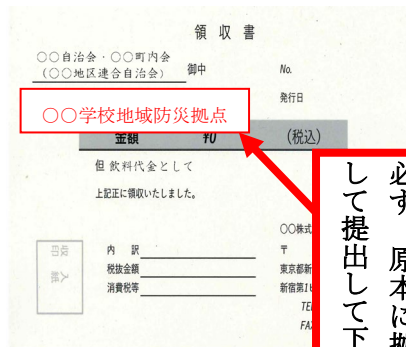
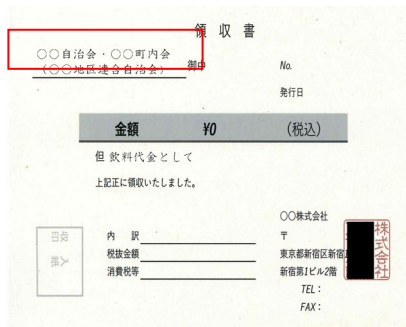
レシートの空きスペースに「〇〇学校地域防災拠点」をご記載ください。



必ず、原本に拠点名を記載して提出して下さい。

② 領収書の宛名が自治会町内会名や個人名となっている場合

領収書の空きスペースに「〇〇学校地域防災拠点」をご記載ください。



必ず、原本に拠点名を記載して提出して下さい。

保土ヶ谷 太郎 様

注文番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇の領収書

注文商品: 〇〇〇〇〇〇〇〇

注文金額: 19,200円

支払方法: クレジットカード決済一括払い

商品合計(税込)	19,200円
送料:	0円
手数料:	0円
クーポン利用:	-500円
合計金額(税込)	19,200円
支払い内訳	
クレジットカード:	19,200円

保土ヶ谷 太郎 様

注文番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇の領収書

注文商品: 〇〇〇〇〇〇〇〇

注文金額: 19,200円

支払方法: クレジットカード決済一括払い

商品合計(税込)	19,200円
送料:	0円
手数料:	0円
クーポン利用:	-500円
合計金額(税込)	19,200円
支払い内訳	
クレジットカード:	19,200円

〇〇学校地域防災拠点

③ 交通費等の支払いで、領収書の発行が困難な場合

出金伝票を作成してください。

出金伝票 No. 1		〇〇学校地域防災拠点	
令和3年 月 日		承認印に、拠点長もしくは会計の印を押してください。	
科目	支払先	金額	
	保土ヶ谷 太郎 様	500	
		500	
合計		1000	

空いてるスペースに拠点名を記載してください。

承認印に、拠点長もしくは会計の印を押してください。

支払先に、支出をされた方の個人名を記載してください。

金額欄に、領収書の金額を記載してください。

※ 上記出金伝票を作成後、支払先（自治体町内会や個人）から受領のサインを
もらってください。

(3) その他

助成金の残金が発生しそうな場合は、お早めに区総務課へ御連絡ください。

【事務局】

保土ヶ谷区役所総務課 小川、小池

電話 334-6203

メール ho-saigai@city.yokohama.lg.jp

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

	資料	依頼 3
	議題種別	依頼事項
	説明者	防災・危機管理統括本部 地域防災課
	提出物	あり（全ての拠点）
議題名	地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用及び拡充配備の実施 及び備蓄品誤配布防止の取組の徹底について	
趣旨	<p>地域防災拠点の備蓄品について、8月から9月頃に備蓄食料等の更新及び有効活用、1月から3月頃に拡充備蓄品の配備を行います。</p> <p>また、昨年度の地域防災拠点運営訓練において、賞味期限が切れた備蓄品を誤配布する事案が発生したため、再発防止に向けた取組を行います。</p> <p>各拠点におかれましては、回答様式4、5のご提出をお願いいたします。</p>	
概要	<p>次の内容について、ご協力をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各拠点の備蓄品の更新等について 令和8年8月から9月頃にかけて、拠点に配備している備蓄品の更新（配送・回収）を行います。賞味期限切れの備蓄品の回収希望がある場合は「回収希望品目名、回収希望数」等の報告をお願いします。 備蓄品の有効活用について 拠点に備蓄している食料のうち、今年度更新を行う食料については、拠点訓練等において配布するなど、有効活用にご協力いただきたく、「有効活用希望数」及び「有効活用予定日」のご報告をお願いいたします。 拡充する備蓄品の配備について 令和9年1月から3月頃にかけて拡充する備蓄品の拠点への配送を行います なお、前年度に希望する拠点に配送したパーティション【4㎡・約7㎡】及びコットについて、今年度購入分は全て方面別備蓄庫で保管します。 備蓄品に関する誤配布防止の取組の徹底について 昨年度の拠点訓練において、賞味期限が切れた備蓄品を誤配布する事案が発生したため、再発防止に向けて「賞味期限の確認の徹底」と「備蓄品残数の報告」についてご協力をお願いします。 	
提出物	提出様式	様式4：備蓄品の更新に係る報告書 様式5：備蓄品に関する誤配布防止に係る報告書
	提出先	区総務課
	提出期限	様式4：令和8年7月31日（金） 様式5：令和9年2月26日（金）
問合せ先	区総務課	TEL 334-6203

令和 8 年 5 月 28 日

地域防災拠点管理運営委員長 各位

保土ヶ谷区総務課長

**令和 8 年度地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用及び拡充配備の実施
及び備蓄品の誤配布防止に関する取組の徹底について（依頼）**

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地域防災拠点（以下「拠点」という。）における備蓄品について、例年どおり、8月から9月頃に備蓄食料等の更新及び有効活用、1月から3月頃に拡充備蓄品の配備を行います。

また、昨年度の地域防災拠点運営訓練において、賞味期限が切れた備蓄品を誤配布する事案が発生したため、再発防止に向けた取組を徹底します。

つきましては、次の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

1 各拠点の備蓄品の更新等について

8月から9月頃にかけて、拠点に配備している備蓄品の更新（配送・回収）を行います。

(1) 配送・回収する備蓄品及び対象拠点

別紙 1 「8～9月頃に配送・回収する備蓄品一覧」のとおり

(2) 賞味期限切れの備蓄品の回収

例年、前年度の訓練で配布しきれなかった分など、賞味期限切れの備蓄品が拠点に残ってしまっている事例が確認されています。

誤配布の原因ともなってしまうため、賞味期限切れの備蓄品（地域防災課配備品に限る）が残置されている拠点におかれましては、**回答様式 4 に回収を希望する品目名及び箱数を記入いただき、令和 8 年 7 月 31 日（金）までに、区役所総務課までご提出をお願いします。**

※ 誤回収防止のため、回収希望品には回収を希望する旨の貼紙等を付けて、1か所に集めておくようお願いします。

2 備蓄品の有効活用について

更新を行う備蓄品のうち、対象品目については、拠点訓練等において配布するなど、有効活用へのご協力をお願いします。ご報告いただいた有効活用分の数量は拠点に残置します。

※ 賞味期限切れの備蓄品が拠点に残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみご報告ください。

(1) 有効活用可能な備蓄品及び賞味期限

別紙 2 「有効活用可能な備蓄品一覧」のとおり

(2) 有効活用希望数等の報告

回答様式 4 に「有効活用希望数」及び「有効活用（配布）予定日」を記入いただき、令和 8 年 7 月 31 日（金）までに、区役所総務課までご提出をお願いします。

(3) 留意事項

有効活用する場合は、必ず1箱ずつ賞味期限をご確認ください。過去に、期限切れの備蓄品を誤って訓練参加者に配布してしまった事例もありますので、訓練等において参加者などへ配布する際にも、必ず賞味期限内であることを再度確認したうえで、配布をお願いします。

3 拡充する備蓄品の配備について

令和9年1月から3月頃にかけて、拡充する備蓄品の拠点への配送を行います。詳細は、別紙3「1～3月頃に配送する備蓄品」をご参照ください。

なお、前年度に希望する拠点に配送したパーティション【4㎡・約7㎡】及びコットについて、今年度購入分は全て方面別備蓄庫で保管します。

4 備蓄品に関する誤配布防止の取組の徹底について

昨年度の拠点訓練において、賞味期限が切れた備蓄品を誤配布する事案が発生しました。その後再発防止策を検討していたため年度途中で当該備蓄品の配布を急遽中止し、各拠点の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。誠に申し訳ありませんでした。

つきましては、賞味期限切れ備蓄品の誤配布の再発防止に向けて、次のとおりご依頼いたしますので、ご対応とご協力をお願いします。

(1) 賞味期限の確認の徹底

拠点訓練等の準備日及び当日は、回答様式5「備蓄品チェックシート」を活用し、必ず1箱ずつ賞味期限を確認したうえで配布してください。

(2) 備蓄品残数の報告

拠点訓練等の際に備蓄品の残数を記入いただいた回答様式5は、年度内の全拠点訓練等終了後、令和9年2月26日（金）までに区役所総務課までご提出をお願いいたします。

5 全体スケジュールについて

別紙4「拠点における備蓄品の更新等スケジュール」をご参照ください。

6 添付資料

(1) 依頼文別紙1～4

(2) 回答様式4、5

【問合せ先】

保土ヶ谷区役所総務課 小川、小池

電話 334-6203

メール ho-saigai@city.yokohama.lg.jp

2026(令和8)年8～9月頃に配送する備蓄品一覧

種類	品目	外箱のラベル色	配送対象の拠点
※箱数等の詳細は、7月末～8月上旬頃を目途に各区防災担当や参与等を通じてご案内予定です。			
食料	① 保存パン	【茶】	全拠点
	② おかゆ		
	③ クラッカー		
	④ ライスクッキー		
	⑤ スープ	【黒】	
	⑥ 粉ミルク	【青】	
	⑦ 液体ミルク		
生活用品	⑧ 簡易防犯カメラ 【所管：市民局地域防犯支援課】	/	一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、西区、中区の計82拠点)
	⑨ 哺乳瓶・哺乳瓶 (使い捨て)		
	⑩ 子供用おむつ (テープ・パンツタイプ)		
	⑪ 大人用おむつ (テープ・パンツタイプ)		
	⑫ 生理用品		
⑬ トイレパック 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区の計368拠点)		

2026(令和8)年8～9月頃に回収する備蓄品一覧

種類	品目	製造・納入年度 【外箱のラベル色】	回収対象の拠点	有効活用 の可否
※箱数等の詳細は、7月末～8月上旬頃を目途に各区防災担当や参与等を通じてご案内予定です。				
飲食料	① 保存パン	2021(令和3)年度 【赤】	全拠点	可能 (詳細は 別紙2 参照)
	② おかゆ			
	③ クラッカー			
	④ ライスクッキー			
	⑤ スープ	2022(令和4)年度 【青】		
	⑥ 飲料水(水缶)	2020(令和2)年度 【緑】		
	⑦ 粉ミルク	2025(令和7)年度 【赤】		
	⑧ 液体ミルク	2025(令和7)年度 【赤】		
	⑨ アルコール消毒液	2020(令和2)年度		
生活用品	⑩ 哺乳瓶	2019(令和元)年度	一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、 西区、中区の計82拠点)	不可
	⑪ 子供用おむつ			
	⑫ 大人用おむつ			
	⑬ 生理用品			
	⑭ トイレパック 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	2011(平成23)年度	一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、 保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、 青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区 の計368拠点)	
⑮ くみ取り式仮設トイレ(和式) 《予定》 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	1995(平成7)～ 1998(平成10) 年度頃	一部拠点のみ (神奈川区、西区、中区、磯子区の計68拠点) ※その他の拠点は来年度以降に回収予定		
その他	⑯ 賞味期限切れの備蓄品		該当拠点のみ	

【2026(令和8)年度】有効活用可能な備蓄品一覧

別紙2

品目	賞味期限	製造・納入 年度	有効活用可能な 最大箱数		
※有効活用する際は、必ず1箱ずつ賞味期限をご確認ください。					
<p>① 保存パン</p> 	2027 (令和9)年 1月	2021 (令和3)年度	10箱 (20缶/箱)		
<p>② おかゆ</p> 			5箱 (20袋/箱)		
<p>③ クラッカー</p> 			3箱 (70袋/箱)		
<p>④ ライスクッキー</p> 			1箱 (20個/箱)		
<p>⑤ スープ</p> 			2027 (令和9)年 6月	2022 (令和4)年度	2箱 (45袋/箱)
<p>⑥ 飲料水 (水缶)</p> 			2027 (令和9)年 12月	2020 (令和2)年度	22箱 (24缶/箱)

2027(令和9)年1～3月頃に配送する備蓄品一覧

種類	品目	配送対象の拠点	
※箱数等の詳細は、12月～1月頃を目途に各区防災担当や参与等を通じてご案内予定です。 ※飲料水は更新分もアルミボトルに切り替えるため、更新分と拡充分をまとめて1～3月頃にかけて配送予定です。			
飲食料	① 飲料水（アルミボトル）	全拠点	
	② レトルト玄米食品		
	③ 栄養補助食品（栄養補助ゼリー）		
生活 用品 ・ 資機材	④ 身体ふき兼おしりふきシート		
	⑤ 歯みがきシート		
	⑥ エアマット		
	⑦ 「災害時の資源とごみの分け方・出し方」 ポスター 【所管：資源循環局業務課】		
	⑧ 下水直結式仮設トイレ男性用小便器 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】		一部拠点のみ （鶴見区・磯子区の一部の拠点、金沢区、港北区 の計91拠点） ※その他の拠点は来年度以降に配備予定
	⑨ くみ取り式仮設トイレ（テント式）《予定》 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】		一部拠点のみ （神奈川区、西区、中区、磯子区の計68拠点） ※その他の拠点は来年度以降に配備予定

【2026(令和8)年度】 備蓄品の更新等スケジュール (予定)

別紙4

品目	2026(令和8)年												2027(令和9)年			
	5月	6月		7月		8月	9月		10月	11月		12月	1月	2月		3月
	中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	
備蓄品の更新 (配送・回収)	【調査期間】			【実施期間】			8月中旬から9月末まで									
備蓄品の 有効活用・残数報告	備蓄品の更新・有効活用 7月中旬まで			【実施期間】 有効活用：「備蓄品の更新（配送・回収）完了時」から「各備蓄品の賞味期限」まで ⇒ 残数の報告期限：3月末まで												
拡充備蓄品 の配送													【実施期間】 1月頃から3月末まで			

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

	資料	依頼 4
	議題種別	依頼事項
	説明者	防災・危機管理統括本部 地域防災課
	提出物	あり（全ての拠点）
議題名	地域防災拠点の開設・運営マニュアル改正に向けた アンケート調査へのご協力のお願いについて	
趣旨	<p>本市では、令和7年3月改定の「横浜市地震防災戦略」や国の各種指針等を踏まえ、地域の実情に応じた地域防災拠点の機能強化を進めるため、「地域防災拠点開設・運営マニュアル」を改正することとしました。</p> <p>つきましては、拠点運営委員会向けにアンケート調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。</p>	
概要	<p>拠点運営委員会向けのアンケート調査へのご協力をお願いいたします。</p> <p>【回答方法】：横浜市電子申請・届出システムにより回答</p> <p>【回答期限】：令和8年8月18日（火）まで</p>	
提出物	提出様式	横浜市電子申請・届出システム（資料参照）
	提出先	防災・危機管理統括本部 地域防災課
	提出期限	8月18日
問合せ先	防災・危機管理統括本部 地域防災課	TEL 671-2011

-

令和8年5月28日

地域防災拠点管理運営委員長 各位

保土ヶ谷区総務課長

**「地域防災拠点開設・運営マニュアル」の改正に向けた
アンケート調査へのご協力をお願い（依頼）**

日頃より横浜市防災行政の推進にご理解と多大なご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、令和7年3月に改定された「横浜市地震防災戦略（戦略の柱2-施策1 避難所環境の向上）」に加え、近年、国において避難所運営や災害対応に関する各種指針や通知等が示されていることを踏まえ、地域の実情等に応じた地域防災拠点（以下、「拠点」という。）の機能強化に向けた体制等の見直しを行っていくこととしています。

この取組の一環として、より実効性のある避難所運営体制を確保するため「地域防災拠点開設・運営マニュアル」（以下、「拠点運営マニュアル」という。）の改正を行うことといたしました。

拠点運営マニュアルの改正にあたっては、拠点運営委員会向けにアンケート調査を実施させていただき、地域防災拠点管理運営委員会の皆様のご意見をはじめ、拠点運営の実情や課題を踏まえ改正作業を行ってまいります。

つきましては、お手数おかけしてしまいますが、次の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

1 拠点管理運営委員会向けアンケート調査へのご協力をお願い

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』改正に向けた拠点管理運営委員会向けアンケート調査への回答をお願いいたします。

【回答方法】：横浜市電子申請・届出システムにより回答
右記の二次元コードから回答をお願いします。



【回答期限】：令和8年8月18日（火）まで

2 拠点運営マニュアル改正に係るスケジュール及び実施内容（予定）

(1)	令和8年5～6月頃	令和8年度地域防災拠点管理運営委員会連絡協議会総会での周知
(2)	令和8年7～8月頃	拠点アンケート実施期間
(3)	令和8年8～11月頃	拠点アンケート結果等を踏まえた拠点運営マニュアル改正作業
(4)	令和8年12～1月頃	(3)で作成したマニュアル（素案）についての拠点への意見照会
(5)	令和8年2～3月頃	(4)の意見照会結果を踏まえた拠点運営マニュアル改正作業
(6)	令和9年5～6月頃	令和9年度地域防災拠点管理運営委員会連絡協議会総会にて、改正後の拠点運営マニュアルの周知
(7)	令和9年度中	改正後の拠点運営マニュアルの施行・運用開始

3 添付資料

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』改正に向けた拠点運営委員会向けアンケート調査回答票

- ※ 「1 拠点運営委員会向けアンケート調査へのご協力のお願い」でのご案内のとおり、アンケートは原則、電子申請・届出システムでの回答をお願いしておりますが、システムでの回答が困難な場合は、添付のアンケート調査様式をご活用いただき、下記連絡先までご提出ください。

【問合せ先】

保土ヶ谷区役所総務課 小川、小池

電話 334-6203

メール ho-saigai@city.yokohama.lg.jp

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』改正に向けた
拠点管理運営委員会向けアンケート調査

回答票

回答期限

令和8年8月18日（火）まで

回答拠点名： _____ 区

_____ 地域防災拠点

～はじめに～

アンケート調査の趣旨・目的

本市では、令和7年3月に改定された「横浜市地震防災戦略」に基づき、地域の実情等に応じた地域防災拠点の機能強化を図るため、体制等の見直しを進めていくこととしています。

この取組の一環として、災害発生時において、より実効性の高い避難所運営体制を確保するため、『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』（以下「拠点運営マニュアル」という。）の改正を行います。

本マニュアルの改正にあたっては、日頃より拠点運営にご尽力いただいている拠点管理運営委員会の皆様のご意見に加え、皆様が日頃感じておられる拠点運営上の課題や地域の実情を把握し、改正内容に反映させることが重要であると考えています。

地域防災拠点を取り巻く環境や担い手の状況の変化を踏まえ、別紙の考え方とおおり拠点運営マニュアルの改正を考えております。ついては、アンケートを通じて、ご意見・ご提案をお伺いします。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、アンケートへのご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【回答方法】：横浜市電子申請・届出システムにより回答
右記の二次元コードから回答をお願いします。



※アンケートは原則、電子申請・届出システムでの回答をお願いしておりますが、システムでの回答が困難な場合は、本アンケート調査様式をご活用いただき、区総務課までご提出ください。

本ページ以降が回答いただく設問になります。

問 1

以下の「地域防災拠点発足の経緯と今後のあり方」や「別紙」の考え方に基づいて、拠点運営マニュアルの内容を見直すという全体的な方向性について、どのようにお考えになりますか。

いずれかの選択肢に○をつけてください。

- 1 とても良いと思う
- 2 良いと思う
- 3 どちらかといえば良いと思う
- 4 どちらともいえない
- 5 どちらかといえば良いと思わない
- 6 良いと思わない
- 7 全く良いと思わない

地域防災拠点発足の経緯と今後のあり方

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災以降、本市ではこの地震を貴重な教訓とし、「行政にとって最も大切なのは、市民の生命と財産の安全を確保すること」という信念にもとづき、実践的な観点から地震対策を見直してきました。

平成7年4月、最初に実施した見直しが震災時避難場所の指定です。さらに、同年から震災時避難場所に指定された小中学校に防災備蓄庫を整備し、救助活動に必要な資機材のほか、乾パン、水缶詰等の食料を配備するなど、避難所としての機能に加え、情報受伝達や物資備蓄などの機能を持つ「地域防災拠点」としての整備を開始しました。

以降、現在までに計459カ所の地域防災拠点を整備するに至りました。

この地域防災拠点は、発足当初こそ上述の役割を果たす拠点として整備されてきましたが、一方で、近年の他都市での災害や社会的要請の変化等を踏まえると、地域防災拠点には、従来の役割に加え、要配慮者への対応、多様な避難ニーズへの配慮、長期化する避難生活への備えなど、より幅広く、きめ細かな対応が求められるようになっていきます。また、地域防災の担い手不足や高齢化などにより、拠点運営を取り巻く環境も発足当時から大きく変化してきています。

本市としては、このような社会環境の変化や国の指針等を踏まえ、地域防災拠点を改めて「①避難所」、「②物資集配」、「③情報受伝達」の3つの機能を持つ拠点として位置付け、本アンケート等により地域防災拠点管理運営委員会の皆様のご意見を踏まえながら、地域の実情等に応じた地域防災拠点の機能強化を行ってまいります。

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』の改正内容（案）について

整理番号	該当ページ マニュアル	現マニュアルにおける 改正対象となる 編名称、小項目名称	改正内容	考え方
1	P7	3. 開設準備編 「トイレ対策」	トイレ対策については、スフィア基準※の考え方を踏まえ、女性用と男性用の設置割合を3:1とすることを明記 ※スフィア基準：災害時に被災者の尊厳や安全に配慮した支援を行うための国際的な最低生活基準	内閣府から「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示され、スフィア基準の考え方を踏まえて、不足事項を追記する必要がある。
2	P19	4. 開設編 「救出救助活動」	役割整理について、救出救助活動を整理し、拠点の主任務を救護支援へ移行	地域防災拠点は、当初は救助資機材を整備し救助活動も担ってきたが、安全管理上の課題があるとともに、アンケート結果から資機材の不要性も明らかになり、運営環境は大きく変化している。 このため、今後は避難所運営を中心とした体制へ見直し、応急手当、健康・衛生管理の巡回、要援護者への個別支援など、救護支援を重視した役割への移行が必要である。
3	P21	4. 開設編 「男女のニーズの違い・性的少数者への配慮」「要援護者への対応」	配慮すべき事項として、男女等ニーズの違い、妊産婦・乳幼児、子ども、高齢者、外国人、障がい者、食物アレルギー保有者の項目を整理	地震防災戦略「柱2施策3配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援」に定める取組事項や、国の指針である「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、配慮事項の充実を図り、体系的に整理した上でマニュアルに位置づける必要がある。
4	P23	4. 開設編 「区割りの実施」	スペース区割りについて、スフィア基準の考え方を踏まえて、必要な生活スペース2㎡から3.5㎡へ修正	内閣府から「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示されたことを踏まえ、スフィア基準の考え方にに基づき、適正な数値へ修正する必要がある。
5	P25	4. 開設編 「ペット対策」	ペット対策は運営上必要な内容に絞り簡素化	事前の備えについては、「災害時のペット対策ガイドライン」（医療局動物愛護センター）で補完しつつ、避難所運営上必要な項目を整理・精査することが求められる。
6	P36	5. 運営編 「防犯対策～パトロールの実施」	新規導入する防犯カメラに関する項目追加	地震防災戦略「柱2施策1避難所環境の向上」に定める取組事項を踏まえ、避難所生活における防犯対策の向上をマニュアルに位置づける必要がある。
7	P57	7. 訓練編 「実践型訓練」「図上訓練」	本市や他都市の訓練に関する奏功事例を紹介	地震防災戦略「柱1施策1防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）」に定める取組事項を踏まえ、多様な意見やニーズを反映し、地域の実情に応じた実効性のある訓練を確保する必要がある。
8	P72 P79	8. 様式集 「様式第8号」「様式第15号」	「救出が必要とされる者に関する情報票（様式第8号）」、「避難者カード（兼 安否確認票）（様式第15号）」の記載項目等の整理	避難所運営に重点を置いた体制への見直しに伴う所要の整理および拠点運営に必要な避難者情報を整理する必要がある。
9	P87	9. データ集 「地域防災拠点の備蓄品」	地域防災拠点の備蓄品（一拠点あたりの配備数量）の時点更新	地域防災拠点に一律で配備している備蓄品の一覧を時点更新する必要がある。
10	新規	10. 参考資料 「参考資料」	各種内容を補完する関連資料を一覧化し、リンクにより参照できるように整理	文内容の理解および運用を補完するため、関連資料を一覧化し、リンクにより参照性を高める必要がある。

問 2

問 1 の回答を選択した理由をご記入ください。
(自由記述)

問3 そのほか拠点運営マニュアルに関してお気づきの点やご意見等がございましたら、ご記入ください。(自由記述)

アンケートはこれで以上となります。お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。

ご不明点等ございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】 防災・危機管理統括本部地域防災課

電 話：045-671-2011

E-mail：bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

※現行の『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』については下記をご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/chikitaisaku/manual/uncimanyuaru.html>

右記の二次元コードからもご覧いただけます。



-

保土ヶ谷区地域防災拠点管理・運営委員会連絡協議会

	資料	依頼 5
	議題種別	依頼事項
	説明者	資源循環局保土ヶ谷事務所
	提出物	あり（全ての拠点）
議題名	地域防災拠点におけるごみ集積場所の事前調整について	
趣旨	<p>各地域防災拠点におけるごみ集積場所の設置場所に関する調査票をお配りします。ごみ集積場所の設置場所を決めていただき、資源循環局保土ヶ谷事務所まで調査票の提出をお願いいたします。</p> <p>（既に場所を決めている場合は、調査票にその情報を記載して提出をお願いいたします）</p>	
概要	<p>発災時に地域防災拠点が開設されると、避難生活に伴う「避難所ごみ」が発生しますが、その「避難所ごみ」の収集は資源循環局の収集事務所が担います。</p> <p>「避難所ごみ」の収集業務を円滑に行い、地域防災拠点の衛生環境を適正に保持していくため、収集事務所としてごみ集積場所の位置を事前に把握するなど、必要な準備を進めていく必要があると考えていますので、以下の通り事前調整にご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>■調査票（様式 6 見本）</p> <p>【配布】 6 月初旬に届くよう、各地域防災拠点の拠点長宛に郵送します。 ※調査票の図面に、設置場所や収集車両侵入場所を記載してください。</p> <p>【提出先】 資源循環局保土ヶ谷事務所（以下アドレスにメールもしくはFAX） (e-mail) sj-hodogayaj@city.yokohama.lg.jp (FAX) 045-742-4931</p> <p>【提出期限】 9月30日（水）</p> <p>■設置場所を決めるポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別したごみと資源物を置くための十分なスペースを確保してください ・ごみ収集車両が敷地内に入り、設置場所付近で安全に収集作業ができる 1か所を拠点内で設定してください （参考：収集車両の大きさは、全長：約5.4m 幅：約1.9m 高さ：約2.4m） ・拠点となる学校側とも調整したうえで設置場所を決めてください 	
提出物	提出様式	様式 6：ごみ集積場所の設置場所に関する調査票 （※6月初旬に各地域防災拠点の拠点長宛へ郵送）
	提出先	資源循環局保土ヶ谷事務所
	提出期限	9月30日（水）
問合せ先	資源循環局保土ヶ谷事務所	TEL 742-3715

依頼事項 5

令和 8 年 5 月 28 日

地域防災拠点運営委員会の皆さま

資源循環局保土ヶ谷事務所長

地域防災拠点におけるごみ集積場所の事前調整について（依頼）

新緑の候 地域防災拠点運営委員会の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、廃棄物行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、地震などの発災時に地域防災拠点が開設されると、避難生活に伴って「避難所ごみ」が発生し、その収集は資源循環局の収集事務所が担います。

地域防災拠点開設時においても円滑に収集業務を行い、拠点の衛生環境等の保持につなげるためには、平時からごみ集積場所の位置を把握するなど、必要な準備を進めておくことが重要と考えています。

つきましては、次のとおり事前調整へのご理解ご協力をお願いいたします。

1 地域防災拠点におけるごみ集積場所に関する調査票

6 月初旬に届くよう各拠点長宛に調査票を郵送します。調査票の図面に設置場所や収集車両侵入場所を記載し、資源循環局保土ヶ谷事務所までご提出ください。

※提出されたごみ集積場所について確認させていただきたい事項が生じた際は、収集事務所から改めてご連絡させていただく場合がございます。

【提出先】 資源循環局保土ヶ谷事務所へメールまたは FAX

メールアドレス：sj-hodogayaj@city.yokohama.lg.jp

FAX 番号：045-742-4931

【提出期限】 令和 8 年 9 月 30 日（水）

2 設置場所を決めるポイント

- ・分別したごみと資源物を置くための十分なスペースを確保してください。
- ・ごみ収集車両が敷地内に入り、設置場所付近で安全に収集作業ができる
1 か所を拠点内で設定してください。

（参考：収集車両の大きさは、全長：約 5.4m 幅：約 1.9m 高さ：約 2.4m）

- ・拠点となる学校側とも調整したうえで設置場所を決めてください。

裏面あり

3 参考資料

- (1) 「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（抜粋）等
- (2) 調査票（見本）【様式6】

【担当】

資源循環局保土ヶ谷事務所 矢部

TEL：045-742-3715

FAX：045-742-4931

「地域防災拠点」開設・運営マニュアル



【区割り訓練】

運営委員だけが頑張り過ぎないように！

拠点の生活は避難者全員が協力することが大事です。

令和5年9月
総務局危機管理室

「ごみ対策」

- ◇ ごみ収集車両が搬出に便利な場所1か所をごみ集積場所として指定します。
- ◇ 「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平時と同様の分別とします。分別方法を確認できるよう、冊子『ごみと資源物の分け方・出し方』を用意しておきましょう。
- ◇ 備蓄物資や救援物資などの段ボールなどを活用します。
- ◇ ごみ集積場所の清掃は当番制とし、避難者の中で班を編成し、交替で行います。
- ◇ 拠点のごみの収集は、震災の発生から約72時間以内に開始します。そのため、収集車両の出入り・収集作業がスムーズに行える場所（1か所）をごみ集積場所として事前に決めておきましょう。

ごみ集積場所 ※ 事前に記載しておきましょう
ごみ分別の方法

◆◆◆分別に注意が必要なもの◆◆◆

- ・トイレパックや使用済みオムツなど「燃やすごみ」ですが、他の燃やすごみとは分けてください。
- ・中身が残っているスプレー缶やガスボンベ長時間直射日光に当たると破裂する恐れがあり危険なため、収集までの間は屋内か日陰で保管してください。
- ・家庭用医療用品（在宅医療用ビニールバッグ、チューブ、カテーテル類、注射器等）は「燃やすごみ」ですが、針などが袋を突き破らないようにしたうえで、他の燃やすごみとは分けてください。



災害時の 資源とごみの分け方・出し方

災害時は一度に大量の「片付けごみ(災害廃棄物)」が発生します。
被災した建築物で発生する「片付けごみ」、
日々の生活から発生する「生活ごみ」、
それぞれを分けてお出してください。

収集開始時期や
仮置場の設置場所などは
市のホームページやSNS、
地域防災拠点の掲示板等
でお知らせします!



生活ごみ(避難所ごみ)



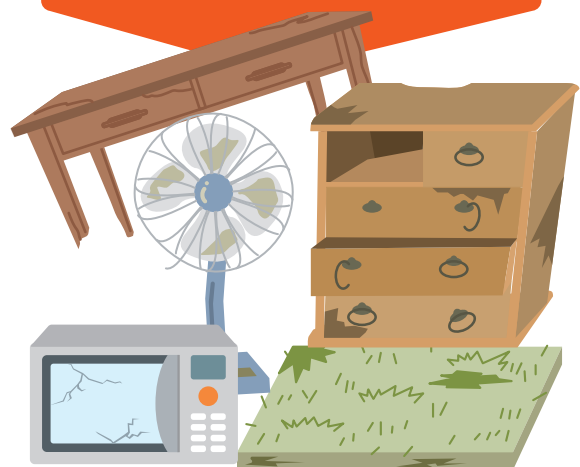
いつもと同じ分別ルールで
集積場所に排出

(地域防災拠点の場合は
拠点ごとに定める場所)



横浜市資源循環局 マスコット「イーオ・ミーオ」

片付けごみ



分別区分・排出方法に
ついては

裏面へ

いち早く復旧・復興するためにご理解とご協力をお願いします。

片付けごみの分別区分

廃家電

冷蔵庫、電子レンジ、扇風機、照明器具、その他の家電製品



冷蔵庫の中身は生活ごみへ



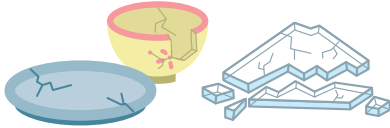
可燃性ごみ

食器棚、タンス、テーブル、ソファなど



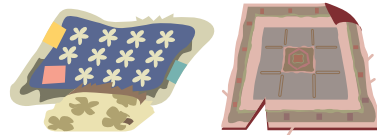
不燃性ごみ

割れた食器類、割れガラスなど



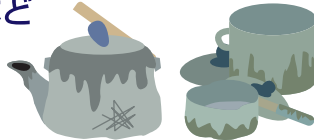
布団類

布団、マットレス、じゅうたんなど



金属くず

金物類、金属片など



畳



片付けごみの排出場所

交通の妨げにならない場所に排出

集積場所には絶対に出さないでください!

災害廃棄物の「仮置場」※への持込み

※「仮置場」とは、災害廃棄物を一時的に保管する場所のことです。



⚠️ 片付けごみも集積場所に出すと・・・

作業員が分別を行いながら、収集車に積み込むため撤去作業の長期化や生活ごみの腐敗による悪臭や害虫が発生するなど、公衆衛生上の問題が懸念されます。



⚠️ これらのものは出さないでください!

- 有害性や危険性があるもの(灯油、消火器、バッテリー、薬品、農薬、タイヤ、中身の入ったスプレー缶など)
- 災害と関係なく発生したごみ(工事などで出たごみ、既に不要になっていたごみなど)
- 横浜市外から出たごみ
- その他処理困難物

お問合せ先 横浜市資源循環局 各事務所

